

令和 8 年 3 月 1 1 日

令和 7 年度補正予算の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業の実施について

記

1. 漁船の取得価格等適正審査申請受付開始

令和 8 年 3 月 1 1 日 (水)

*申請に関する書類(申請書)の日付は、本通知の令和 8 年 3 月 1 1 日以降としてください。

2. 第 1 回～第 3 回取得価格等適正審査委員会について

計 3 回の開催を予定しており、開催日程は別紙 漁船リース事業推進スケジュール参照。

3. 水漁機構へ計画承認申請書提出の最終締め切り

令和 8 年 1 0 月 3 0 日 (金)

(添付資料)

- ・漁船リース事業推進(令和 7 年度補正事業)スケジュール

以上

R8年	取得価格等適正審査委員会など	計画承認申請
3月	11日（水）水漁機構HP更新 説明通知発出 取得価格等適正審査受付開始（1回目）	(価格審査終了後) ヒアリングに必要な 計画承認申請書（案）
4月	4月10日（金） 取得価格等適正審査申請締切（1回目） 4月28日（火） 取得価格等適正審査委員会（1回目）	① 承認申請書（様式5-2） ② 事業提案書（様式5-1） ③ 添付資料（算出根拠） ④ 新船チェックリスト及びマッチング結果データ
6月	6月8日（月） 取得価格等適正審査申請締切（2回目） 7月1日（水） 取得価格等適正審査委員会（2回目）	⑤ 資源管理協定 ⑥ 中核的漁業者名簿 ⑦ 価格審査申請書 価格審査承認書
8月	8月7日（金） 取得価格等適正審査申請締切（3回目） 8月28日（金） 取得価格等適正審査委員会（3回目）	⑧ 本人確認証明証または履歴事項全部証明書 ⑨ 法人は必要とする決算書 ⑩ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書 承認申請書一覧表
10月	30日（金）水漁機構への計画承認申請書（正式）提出最終締切	
備考	<p>・令和4年12月15日付け水産庁増殖推進部研究指導課長事務連絡で、令和4年11月28日以前に開催された取得価格等適正審査委員会で承認を受けたものを対象とし、漁船建造費等値上げに係る取得費用変更を1回行うことができます（別紙参照）。その場合には、取得価格等適正審査委員会の再審査が必要です。再審査は、上記3回の取得価格等適正審査委員会と併せて実施します。 なお、9月以降の再審査スケジュールは未定ですが、決まり次第ご連絡します。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(案段階で上記資料を水漁機構へ直接提出する。) 水漁機構事前確認</p> <p>水産庁ヒアリング (提案書 修正)</p> </div> <p>・「計画承認申請書（正式）」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> リース事業者は 都道府県へ2部提出 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 都道府県は水漁機構へ1部提出 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 水産庁（審査） </div> <p>水産庁長官承認後、水漁機構から都道府県へ計画承認を通知</p>

※ 取得価格等適正審査委員会終了後、水漁機構に**ヒアリングに必要な計画承認申請書(案)**（上記の①～⑩の資料）を送付してください。水漁機構で事前確認を行います。修正を行った後に水産庁のヒアリングを受け、その後に**計画承認申請書（正式）**を都道府県経由で、水漁機構（漁船リース班）に提出してください。水産庁への申請及び水産庁長官承認後に、水漁機構が都道府県を通じて**計画承認通知**を行います。 なお、急がれる案件については、第1回取得価格等適正審査委員会へ提出し、承認後速やかに計画承認申請書（案）を水漁機構に送付してください。